

# 子育て支援の各種制度について

## 乳幼児医療費助成制度

助成対象者 小学校就学前の乳幼児（6歳到達後の最初の3月31日まで）

助成の範囲 健康保険が適用される範囲で、その自己負担額（入院時の食事代は全額自己負担）

所得制限 父母の市民税所得割課税額の合計が13万6700円以下の世帯

## 母子家庭医療費助成制度

助成対象者 母子家庭の児童（18歳到達後、最初の3月31日まで）およびその児童を養育する母

助成の範囲 乳幼児医療費助成制度と同じ

所得制限 市民税所得割非課税世帯



## 乳幼児医療費助成

### 母子家庭医療費助成

#### 更新と申請の受付開始

平成20年7月31日までの受給者証をお持ちの人は、更新の手続きが必要です。また、前年度に助成を受けていない人も、所得要件を確認し、8月29日（金）までに申請してください。

助成対象期間 8月1日から平成21年7月31日まで

受付期間 7月14日（月）から7月31日（木）まで（土・日曜日、祝日を除く）

持参するもの

健康保険証（乳幼児医療費の場合は児童、母子家庭医療費の場合は児童と母のもの） 印鑑 更新の人は申請書（市が送付します。必要事項を記入してください。）

平成20年1月1日現在、光市以外に住所があった人は、前住所地の市町村が発行する平成20年度市町村民税所得課税証明書（乳幼児医療費は父母のもの）が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

更新・申請先 あいぱく光、大和支所（更新のみの場合）、光地域：あいぱく光、大和地域：大和支所

## 児童扶養手当



離婚やその他の理由により、父親のいない児童を養育している母、または保護者に支給されます。

手当額（月額） 9850円～4万1720円（児童2人目：5000円を加算、児童3人目以降：1人につき3000円を加算）

所得によって支給額が変わります。本人または同居の人の所得が一定額以上の場合および公的年金や遺族補償を受けている場合は支給されません。

現在、受給している人は、「児童扶養手当現況届」の提出が必要です。

受付期間 8月1日（金）～8月29日（金）

## 母子専任福祉資金貸付金

母子、専任家庭の生活安定や向上のため、県では右下表のとおり各種の貸し付けを行っています。

助成内容	貸付金額
事業開始	283万円以内
事業継続	142万円以内
修学	月額1万8千円～
技能習得	月額5万円
修業	月額5万円
就職支度	10万円以下
医療介護	医療...34万円 介護...50万円
生活	月額6万9千円～10万3千円
住宅	150万円以内
転宅	26万円以内
就学支度	3万9千5百円～59万円
結婚	30万円以内

詳しくは、子ども家庭課までお問い合わせください。

## 子育て短期支援事業

児童養護施設で短期間、子どもを養育・保護します。

ショートステイ 保護者の疾病や勤務などで子どもの養育が一時的に困難なときに、7日以内程度で子どもを養育します。

トワイライトステイ 保護者の勤務などで、平日18時から22時ごろの子どもが困難なときに、子どもを養育します。

場所 児童養護施設「共楽園」  
（周南市大字久米1347）

問合せ 子ども家庭課（あいぱく光）☎0833(74)3005